

# 政策環境建設常任委員会 議事次第

（令和6年6月6日（木）  
午後1時30分～  
於：第2委員会室）

1 開 会

2 出席要求理事者

3 確認事項

4 所管部局の事務事業概要等

(1) 総合政策環境部

(2) 建設交通部、商工労働観光部・建設交通部

5 今後の委員会運営

6 そ の 他

7 閉 会

政策環境建設常任委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	備 考
委員長	宮 下 友紀子	自 民	
副委員長	家 元 優	”	
”	小鍛治 義 広	公 明	予算特別副委員長
委 員	片 山 誠 治	自 民	
”	池 田 正 義	”	
”	四 方 源太郎	”	
”	北 川 剛 司	維 国	
”	畑 本 久仁枝	”	
”	西 山 龍 夫	”	
”	迫 祐 仁	共 産	
”	水 谷 修	”	
”	増 田 大 輔	府 民	

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿

【総合政策環境部】	
総合政策環境部長	岡本 孝 樹
総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務)	坂野 修 一
総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務)	石澤 雄 一
総合政策環境部副部長	西村 敏 弘
総合政策環境部技監	笠原 淳 史
総合政策環境部理事 (企画統計課長事務取扱)	小谷 義 明
総合政策環境部企画参事	島津 大
総合政策室企画参事	宮田 聖 徳
総合政策室企画参事	三嶋 孝 佳
総合政策室企画参事	池永 昭 二
地域政策室長	北村 哲 也
地域政策室企画参事 (北部担当)	古田 良 明
地域政策室企画参事 (中部担当)	万所 ル ミ
地域政策室企画参事 (南部担当)	吉田 宏 則
政策環境総務課長	野村 宗 平
万博・地域交流課長	子川 貴 司
情報政策課長	青木 耕 一 郎
デジタル政策推進課長	清水 直 喜
大学政策課長	河野 勉
脱炭素社会推進課長	中埜 博 之
循環型社会推進課長	水落 高 明
自然環境保全課長	後藤 幸 宏
環境管理課長	峯 勝 之

【建設交通部】	
建設交通部長	濱田 禎
建設交通部副部長 (監理課長事務取扱)	白波瀬 衛
建設交通部技監 (土木担当)	林 龍 夫
建設交通部技監 (都市・建築住宅担当)	西村 祥 一
建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任)	曾和 良 広
建設交通部理事 (道路政策担当)	西岡 久
建設交通部理事 (交通政策担当)	八田 直 哉
建設交通部理事 (治水政策担当)	小長井 彰 祐
建設交通部理事 (指導検査課長事務取扱)	渡邊 裕 幸
監理課参事	村上 哲 司
用地課長	辻川 明 徳
道路計画課長	傍島 史 宗
道路建設課長	小松 吉 則
道路管理課長	中坊 傳
交通政策課長	笹井 淳
河川課長	南郷 篤
砂防課長	柳原 健 二
都市計画課長	桑場 功
建築指導課長	坂本 智 生
住宅課長	内藤 良 辰
営繕課長	山崎 眞 治
公営企業経営課長	西崎 吏
水道政策課長	碓 正 登
下水道政策課長	長谷川 広 樹

【商工労働観光部・建設交通部】	
商工労働観光部・建設交通部港湾局長*	苔口 聖 史
商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長	秋田 伸 治

\*農商工労働常任委員会と同時開催の場合は、同委員会に出席 (計 49 名)

## 【 閉会中の継続審査及び調査事項 】

- 1 府政の総合的な企画、調整及び評価について
- 2 環境保全及びエネルギー政策の推進について
- 3 公共土木施設の整備について
- 4 都市計画、住宅及び建築について
- 5 交通体系及び土地対策について
- 6 上下水道その他水循環の形成について

# 令和6年度 委員会運営に関する申合せ

## 1 委員会の活動について

### (1) 定例会中の活動

#### ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（〇〇〇〇部） 6 閉会
3 日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事  
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

#### イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。  
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。  
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

### (2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

#### ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1 日	1 開会 2 報告事項 *報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
-----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事  
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

## イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

### (3) 閉会中の活動

#### ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

#### イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

#### ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

#### エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

#### オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

### (4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

### (5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

## (6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

## (7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

## 2 議案の審査について

### (1) 議案の付託区分 別紙2

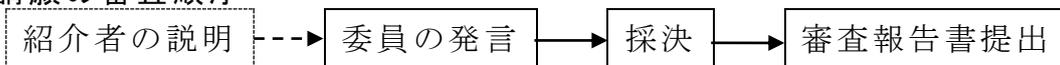
### (2) 議案審査の流れ 別紙3

### (3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

## 3 請願の審査について

### (1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

### (2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

### (3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

## 4 委員会の公開等について

### (1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

### (2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

### (3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

## 5 意見書・決議について

### (1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

### (2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

## 6 その他

### (1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

### (2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

### (3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

### (4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**  
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

**別紙6**

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

## 委員会の年間運営

**初回委員会【委員会活動のスタート】**

- 前期委員会活動報告書の配付
- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

**定例会中の委員会**

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

**閉会中の委員会****■ 常任委員会の毎月開催**

- ・報告事項の聴取
- ・所管事項の調査
- ・参考人の招致など

**■ 管内外調査（調査活動）**

- ・所管、テーマに応じた現地・現場における調査

**■ 出前議会（広聴活動）**

- ・府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

**委員会活動の広報****■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS**

- ・定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

**※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）**

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

## 特別委員会の年間運営

5月	<b>5月臨時会</b> (5/24)	特別委員会設置、正副委員長互選
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同委員長会議 (6/3)</li> <li>・ 初回特別委員会 (6/7)</li> </ul>	<p>委員会運営の申合せの協議、確認</p> <p>出席要求理事者決定、確認事項、 今期の委員会運営方針の協議</p>
	<b>6月定例会</b>	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
7月	(毎月常任) (※2)	
8月	(毎月常任) (※2)	
	・ <u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)	
9、10月	<b>9月定例会</b>	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
11月	(毎月常任) (※2)	
12月	<b>12月定例会</b>	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)	
2、3月	(毎月常任) (※2)	
	<b>2月定例会</b>	参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
4月	(毎月常任) (※2)	
5月	<b>5月臨時会</b>	<p>【政策提案・提言としてまとめる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策提案・提言（報告書）の決定</li> <li>・ 中間報告書の決定</li> <li>・ 委員会活動の所感</li> </ul> <p>【政策提案・提言としてまとめない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告書の決定</li> <li>・ 委員会活動のまとめ</li> </ul>

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

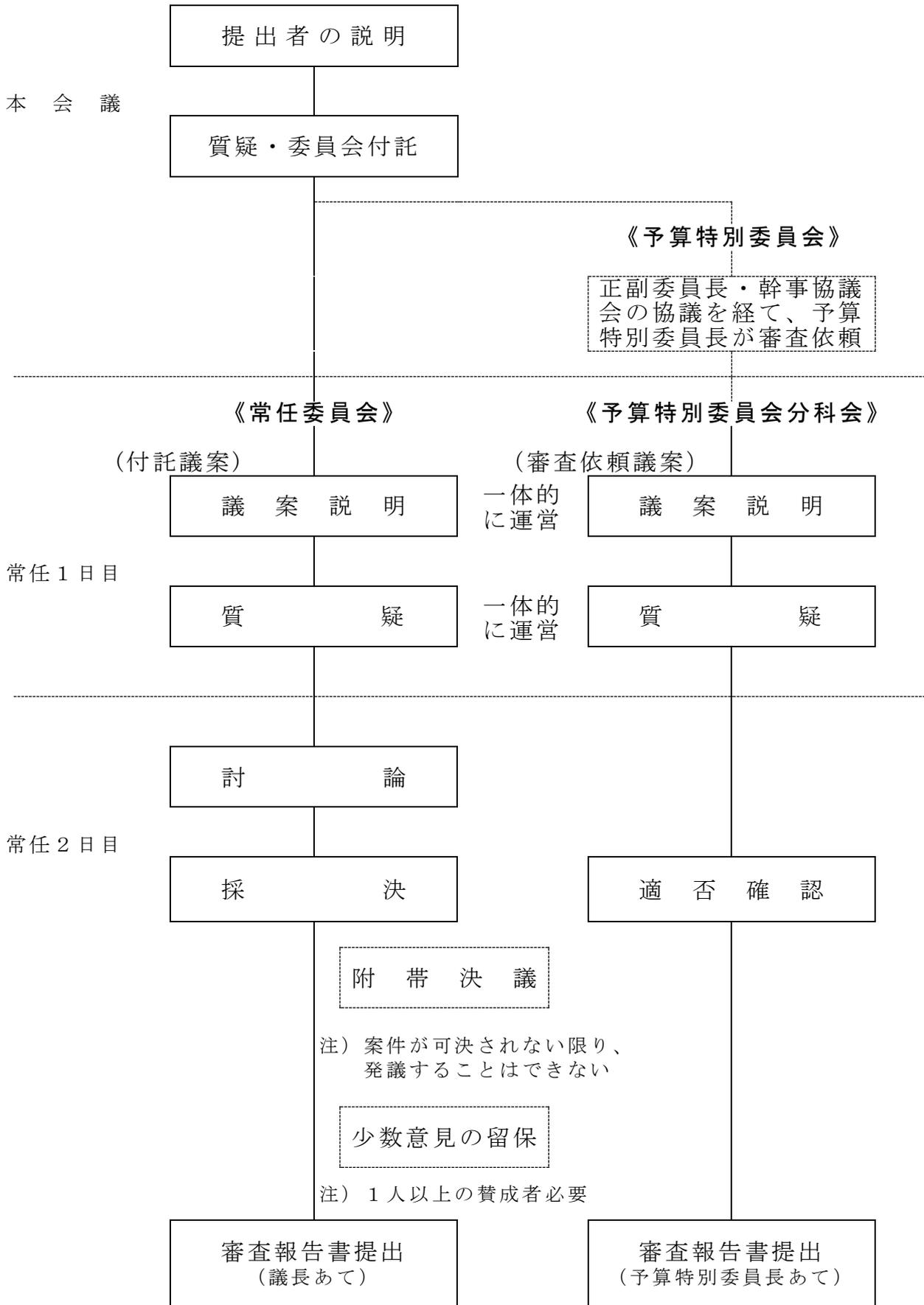
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

## 議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案			
	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 【※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る】 ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 【※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く】	その他	
予算		○		
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



## オンライン委員会に関する申合せ

### 1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

### 2 オンライン委員会の出席手続

- (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

- (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

- (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

- (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

### 3 オンライン委員会の基本的事項

- (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

## (2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

## 4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
  - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
  - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

## 5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

## 6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

## 7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

## 8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

## オンライン参加申請書

年 月 日

委員会

委員長 様

委員名 \_\_\_\_\_

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

## ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

### 1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

### 2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

### 3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

### 4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

### 5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

### 6 電子データ<sup>\*</sup>の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

### 7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

### 8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

## 9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。  
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

## 京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

---

## 京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

**第1 ガイドラインの趣旨**

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

**第2 議員の責務**

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
  - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
  - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
  - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

**第3 議会事務局の責務**

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

**第4 情報端末機器の調達**

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）  
\*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

## **第5 情報端末機器の管理**

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

## **第6 議会アプリの使用等**

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

## **第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応**

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
  - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
  - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
  - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
  - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

## **第8 会議における情報端末機器の使用**

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
  - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
  - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
  - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
  - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
  - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
  - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
  - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

## **第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用**

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

## **第10 その他**

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

## **附 則**

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

# 欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

---

---

# 京都府議会

## 政策環境建設常任委員会

### 活動報告書 (案)

---

---

令和6年5月 日



委員	長	中	村	正	孝
副委員	長	園	崎	弘	道
副委員	長	小	原		舞
委	員	片	山	誠	治
委	員	田	島	祥	充
委	員	上	倉	淑	敬
委	員	筆	保	祥	一
委	員	西	條	利	洋
委	員	迫		祐	仁
委	員	水	谷		修
委	員	池	田	輝	彦

---

# 目次 京都府議会 政策環境建設常任委員会 活動報告書

---

1	委員会の審議等の状況（概要）	.....
2	委員会活動状況	.....
3	重要課題調査のための委員会	.....
4	付託議案及び審査依頼議案審査結果	.....
5	付託請願審査結果	.....
6	管内外調査	.....
7	委員会活動のまとめ	.....

# 1 委員会の審議等の状況（概要）

本委員会は、総合政策環境部及び建設交通部の所管並びにそれに関連する事項を所管している。

主な各部局の所管事項は次表のとおりである。

部局名	主な所管事項
総合政策環境部	府政の総合的な企画・調整・評価、高度情報化、統計、府大学、大学政策、環境保全・創出
建設交通部	道路・河川・港湾・上下水道等基盤整備、総合的交通体系、都市計画、住宅、建築、土地対策、公営企業

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議するとともに、京都府内や他府県に赴いて調査を実施している。

今期の政策環境建設常任委員会の閉会中の常任委員会においては、所管事項に関するテーマについての議論を深めるため、参考人制度を活用して、専門的知見を有する方の意見を聴取し、テーマに関する議論を掘り下げた。

また、管内調査では、京都府内の施策や先進的な取組が実施されている現場等を訪問し、府の事業担当者や専門的知見を有する方の説明を聴取するとともに、現地視察を行った。

管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題に対して、他の自治体や関係団体がどのような取組を実施しているのか、もしくはどのように対応しようとしているのかを調査した。

## 2 委員会活動状況

時期	活動	議題・テーマ
<b>5 月</b>		
R5. 5.26	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委員長の選任</li> <li>■副委員長の選任</li> <li>■副委員長の順位</li> </ul>
<b>6 月</b>		
R5. 6.14	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出席要求理事者</li> <li>■確認事項</li> <li>■本日の委員会運営</li> </ul>
R5. 6.14	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■副委員長の辞任の許可</li> <li>■副委員長の選任</li> <li>■副委員長の順位</li> </ul>
R5. 6.14	委員会 (初回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出席要求理事者</li> <li>■確認事項</li> <li>■所管部局の事務事業概要</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R5. 6.26	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定例会中の委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R5. 6.28	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告事項の聴取 (総合政策環境部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府子育て環境日本一推進戦略の改定について</li> <li>・京都府子育て環境日本一推進条例(仮称)の制定について</li> <li>・京都府ごみ処理広域化プラン(仮称)の策定について</li> <li>・京都府生物多様性地域戦略の改定について</li> <li>・包括外部監査結果に基づく措置状況について</li> <li>・京都府公立大学法人 令和5年度・年度計画について (建設交通部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府自転車活用推進計画の改定について</li> <li>・京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画(仮称)の策定について</li> <li>・包括外部監査結果に基づく措置状況について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■審査依頼議案(質疑終結まで)</li> </ul>
R5. 6.29	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■審査依頼議案(適否確認)</li> <li>■付託請願の審査</li> <li>■所管事項の質問(建設交通部、商工労働観光部・建設交通部)</li> </ul>

R5. 6.30	委員会 (6定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の質問（企画理事、総合政策環境部）</li> <li>■閉会中の継続審査及び調査</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
<b>7 月</b>		
R5. 7.25 ～R5. 7.26	管外調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査</li> <li>○静岡県議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年7月に発生した熱海市における土石流災害を踏まえた対応等について</li> </ul> </li> <li>○公益財団法人埼玉県下水道公社中川支社中川水循環センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道処理施設における汚泥消化とバイオガス発電について</li> <li>・施設視察</li> </ul> </li> <li>○国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所〔於：あらいけDX体験館〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「荒川第二・三調節池」の整備による治水対策及び建設DXの取組について</li> <li>・施設視察</li> <li>・現地視察（整備現場）</li> </ul> </li> </ul>
<b>8 月</b>		
R5. 8.18	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本日の委員会運営</li> </ul>
R5. 8.18	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「流域治水について」</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">参考人: 京都大学防災研究所 流域災害研究センター 教授 川池 健司 氏</p>
<b>9 月</b>		
R5. 9.13	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■分科会運営</li> </ul>
R5. 9.13	予算特別委員会 分科会 (9定先行審議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■審査依頼議案（説明聴取・質疑・適否確認）</li> </ul>
R5. 9.22	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R5. 9.26	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告事項の聴取（総合政策環境部） <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府子育て環境日本一推進条例（仮称）の制定について（骨子案）</li> <li>・京都府スマート社会推進計画の改定について（中間案）</li> <li>・京都府ごみ処理広域化プラン（仮称）の策定について（中間案）</li> <li>・京都府生物多様性地域戦略の改定について（最終案）</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の一部改正について</li> </ul> <p>(建設交通部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府自転車活用推進計画の改定について(中間案)</li> <li>・京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画(仮称)の策定について(中間案)</li> <li>・建設交通部所管施設における指定管理者の選定について</li> <li>・京都府営水道事業経営審議会の開催結果について</li> <li>・京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例の一部改正について</li> </ul> <p>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</p>
R5. 9. 27	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定2日目)	<p>■付託議案(討論・採決)</p> <p>■審査依頼議案(適否確認)</p> <p>■所管事項の質問(企画理事、総合政策環境部)</p>
R5. 9. 28	委員会 (9定3日目)	<p>■所管事項の質問(建設交通部、商工労働観光部・建設交通部)</p> <p>■閉会中の継続審査及び調査</p> <p>■今後の委員会運営</p>
<b>10 月</b>		
R5. 10. 31	管内調査	○「アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都」オープニングセレモニー(行催事等委員会調査)
<b>11 月</b>		
R5. 11. 8	管内調査	○令和5年度桂川治水水対策協議会総会及び桂川の治水水対策に係る意見交換会(行催事等委員会調査)
R5. 11. 12	管内調査	○瀬戸内海環境保全特別措置法制定50周年記念式典(行催事等委員会調査)
R5. 11. 13 ~R5. 11. 15	管外調査	<p>■所管事項の調査</p> <p>○洲本市議会〔於：龍谷フロートソーラーパーク洲本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洲本市における域学連携の取組について</li> <li>・施設視察</li> </ul> <p>○香川県議会〔於：かがわDX Lab〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術とデータの活用による地域課題解決の取組について</li> <li>・施設視察</li> </ul> <p>○国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四国山地砂防事務所における砂防事業、流木対策等の取組について</li> <li>・現場視察</li> </ul> <p>○香川県議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業の広域化について</li> </ul> <p>○平林金属株式会社リサイクルファーム御津</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルリサイクル研究プロジェクトについて</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設視察</li> </ul>
R5.11.20	管内調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査</li> <li>○伏見みなと公園広場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川のみなとオアシス水のまち 京都・伏見」登録を契機とした施設の再整備について</li> <li>・施設視察</li> </ul> </li> <li>○宗円交遊庵やんたん <ul style="list-style-type: none"> <li>[於：山城広域振興局宇治総合庁舎]</li> <li>・お茶の京都の取組について</li> <li>・現地視察（宇治田原町お茶の京都交流拠点施設『宗円交遊庵やんたん』）</li> </ul> </li> <li>○国道24号城陽井手木津川バイパス及び主要地方道宇治木屋線 <ul style="list-style-type: none"> <li>[於：山城広域振興局田辺総合庁舎]</li> <li>・国道24号城陽井手木津川バイパス及び主要地方道宇治木屋線（犬打峠）について</li> <li>・現地視察（国道24号城陽井手木津川バイパス・主要地方道宇治木屋線（犬打峠））</li> </ul> </li> </ul>
12 月		
R5.12.13	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定例会中の委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R5.12.14	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告事項の聴取 (総合政策環境部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府子育て環境日本一推進戦略の改定について</li> <li>・京都府スマート社会推進計画の改定について（最終案）</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について</li> <li>・京都府公立大学法人定款の変更について</li> <li>・京都府ごみ処理広域化プランの策定について（最終案）</li> <li>・水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の一部改正について（骨子案）</li> </ul> </li> <li>(建設交通部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府自転車活用推進計画の改定について（最終案）</li> <li>・京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画の策定について（最終案）</li> <li>・建設交通部所管施設における指定管理者候補団体について</li> <li>・京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例の一部改正について</li> </ul> </li> <li>■付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）</li> </ul>

R5.12.15	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案(討論・採決)</li> <li>■審査依頼議案(適否確認)</li> <li>■付託請願の審査</li> <li>■所管事項の質問(企画理事、総合政策環境部)</li> </ul>
R5.12.18	委員会 (12定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の質問(建設交通部、商工労働観光部・建設交通部)</li> <li>■閉会中の継続審査及び調査</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
<b>1 月</b>		
R6.1.18	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本日の委員会運営</li> </ul>
R6.1.18	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査</li> <li>・「食品ロス削減推進の取組について」</li> <li>参考人：全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 会長 ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田 裕子 氏</li> </ul>
<b>2 月</b>		
R6.2.3	管内調査	○京都環境フェスティバル2024 オープニングセレモニー(行催事等委員会調査)
R6.2.7	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本日の委員会運営</li> </ul>
R6.2.7	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査</li> <li>・「みなとオアシスを活用した広域周遊の促進について」</li> <li>参考人：一般社団法人京都山城地域振興社 社長 公益社団法人京都府観光連盟 副会長 脇 博一 氏</li> </ul>
<b>3 月</b>		
R6.3.2	管内調査	○令和5年度京都府立医科大学 卒業式(行催事等委員会調査)
R6.3.4	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■定例会中の委員会及び分科会運営</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R6.3.5	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</li> <li>■付託議案(討論・採決)</li> <li>■審査依頼議案(適否確認)</li> </ul>
R6.3.15	委員会 (2定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■付託議案(討論・採決)</li> <li>■所管事項の質問(建設交通部、商工労働観光部・建設交通部)</li> </ul>

R6. 3.18	委員会 (2定3日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の質問（企画理事、総合政策環境部）</li> <li>■閉会中の継続審査及び調査</li> <li>■今後の委員会運営</li> </ul>
R6. 3.22	管内調査	○令和5年度京都府立大学 学位授与式 (行催事等委員会調査)
<b>4 月</b>		
R6. 4. 6	管内調査	○令和6年度京都府立医科大学 入学式 (行催事等委員会調査)
R6. 4. 6	管内調査	○令和6年度京都府立大学 入学式 (行催事等委員会調査)
R6. 4.19	正副委員長会	■本日の委員会運営
R6. 4.19	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■所管事項の調査</li> <li>・「移住施策の推進について」</li> </ul> 参考人：株式会社ツナグム 代表取締役 田村 篤史 氏
<b>5 月</b>		
R6. 5.21	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営
R6. 5.22	委員会 (5臨)	■委員会活動のまとめ

## 3 重要課題調査のための委員会

### (1) 流域治水について

---

(令和5年8月18日(金)開催)

#### ■開催概要

激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う必要がある。

今回の委員会では、流域全体で取り組むこれからの治水対策のあり方について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

#### ■参考人

京都大学防災研究所 流域災害研究センター 教授 川池 健司 氏

#### ■出席理事者

##### 【建設交通部】

建設交通部長、建設交通部副部長（監理課長事務取扱）、建設交通部技監（土木担当）、建設交通部技監（都市・建築住宅担当）、建設交通部公営企業管理監（建設交通部副部長併任）、建設交通部理事（河川課長事務取扱）、砂防課長、水環境対策課長

#### ■主な質問事項

- ・ 河川狭窄部のある地域における流域治水の必要性について
- ・ 流域内関係者をコーディネートする者の育成について
- ・ 特定都市河川に指定する効果について
- ・ 気候変動による降雨量の増加を考慮した河川整備計画の見直しについて
- ・ 洪水浸水想定区域内における開発の規制について
- ・ 山間地における土砂災害対策や流木対策について など

## (2) 食品ロス削減推進の取組について

(令和6年1月18日(木)開催)

### ■開催概要

京都府では、食品ロスの削減に向けて、多様な主体と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進するため、令和4年3月、「京都府食品ロス削減推進計画」を策定した。計画では、食品ロスの発生量を2030年度までに2000年度比で半減する等の数値目標を設定し、食品ロスの削減を推進するとしている。2000年度に18.8万トンであった食品ロス量は、2019年度に11.5万トンと約4割削減されたが、2030年度の目標を達成するためには一人一人の一層の取組が不可欠である。

今回の委員会では、食品ロス削減推進の取組の現状及び課題について、参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

### ■参考人

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 会長  
ジャーナリスト・環境カウンセラー  
崎田 裕子 氏

### ■出席理事者

#### 【総合政策環境部】

総合政策環境部技監、総合政策環境部理事(政策環境総務課長事務取扱)、循環型社会推進課長

### ■主な質問事項

- ・ 食べ残しの持ち帰りに係る先進事例について
- ・ 賞味期限表示の廃止について
- ・ 「3010運動」の普及啓発について
- ・ 生ごみの活用や堆肥化に係る先進事例について
- ・ フードロス削減に関する若い世代の方への働きかけについて など

### (3) みなとオアシスを活用した広域周遊の促進について

(令和6年2月7日(水)開催)

#### ■開催概要

大阪・関西万博に向け、来場者の大阪から京都への新たな周遊ルートとして淀川舟運の復活が検討されており、国により親水護岸が整備されるなど、多くの来訪者が見込まれる伏見港から府内への広域周遊が期待されている。

府内では伏見港のほか、舞鶴・宮津・久美浜の計4港全てが「みなとオアシス」に登録されており、「港」をキーワードにした情報発信等により広域周遊、特に北部観光を促し、地域活性化につなげることが求められている。

今回の委員会では、みなとオアシスを活用した地域活性化及び広域周遊の現状・課題等について参考人及び理事者から説明を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

#### ■参考人

一般社団法人京都山城地域振興社 社長

公益社団法人京都府観光連盟 副会長

脇 博一 氏

#### ■出席理事者

##### 【建設交通部】

建設交通部副部長（監理課長事務取扱）、建設交通部技監（土木担当）

##### 【商工労働観光部・建設交通部】

商工労働観光部・建設交通部港湾局長、商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長

#### ■主な質問事項

- ・ 公共交通機関の整備に対する支援について
- ・ DMOの取組を地元に着させるための方策について
- ・ 伏見みなと公園整備に伴う道路やトイレの整備について
- ・ 大阪・関西万博と北部地域のみなとオアシスの連携について
- ・ 観光入込客の客単価を上げるための方策について
- ・ 府内DMOの連携した取組状況及び今後の展望について

## (4) 移住施策の推進について

(令和6年4月19日(金)開催)

### ■開催概要

少子高齢化が進む中、地域経済・社会の活力向上と持続的発展を図るためには、地方への移住促進の動きを活発化する必要がある。京都府では、平成28年度に都道府県で唯一の移住促進条例を制定し、移住者とともに地域を元気にする取組を進めてきたが、近年の移住ニーズや働き方の多様化を受けて、様々なニーズに対応した移住を促進するとともに、移住者や関係人口が地域社会の担い手として活躍できる社会づくりを推進することにより地域の活性化を図るため、令和4年4月から5年間の時限条例として新たに「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」を制定した。

今回の委員会では、移住施策の推進に係る現状、課題等について、理事者及び参考人から説明等を聴取し、意見交換を行った。

各委員から出された意見・見解等について、今後の府政の推進に当たり十分留意し、府民のため、なお一層の創意工夫をするよう、理事者に対し要望された。

### ■参考人

株式会社ツナグム 代表取締役 田村 篤史 氏

### ■出席理事者

#### 【総合政策環境部】

総合政策環境部副部長（子育て社会推進監付理事兼務）、政策環境総務課長、地域政策室長、地域政策室企画参事（北部担当）、地域政策室企画参事（中部担当）

#### 【農林水産部】

農村振興課参事

### ■主な質問事項

- ・ 移住のきっかけとなる機会の創出について
- ・ 京都府における転出超過の原因や課題について
- ・ 若手の新規就農者を増やすための取組について
- ・ 転出者を減らす施策と転入者を増やすの施策のどちらを重点化すべきかについて
- ・ 転出者を減らすための学生へのアプローチについて
- ・ 高校生へアプローチする際に留意すべき点について など

## 4 付託議案及び審査依頼議案審査結果

「◎」は全会一致、「○」は賛成多数、「×」は否決、「会派名＝少」は少数意見留保、「＊」は修正案提出

(委員会)

	議案番号	件名	審査結果	備考
9月定例会	6	府道宇治木屋線道路新設改良工事請負契約変更の件	◎	
12月定例会	2	子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例制定の件	○ 共＝少	
	5	一般国道429号道路新設改良工事請負契約締結の件	◎	
	6	府道綾部宮島線道路新設改良工事請負契約締結の件	◎	
	7	府道浜丹後線道路新設改良工事請負契約締結の件	◎	
	8	府道向島宇治線道路新設改良工事委託契約変更の件	◎	
	12	関西広域連合規約変更に関する協議の件	◎	
2月定例会	25	京都府手数料徴収条例等一部改正の件	◎	
	28	住民基本台帳法施行条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件	○ 共＝少	
	29	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例一部改正の件	◎	
	43	指定管理者指定の件(公営住宅洛西西境谷団地等)	○ 共＝少	
	46	京都府公立大学法人定款変更の件	◎	
	73	舞鶴港第2ふ頭多目的クレーン建設工事請負契約締結の件	◎	

(分科会)

	議案番号	件名	詳細審査結果
6月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第2号)中、所管事項	適当
9月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第3号)中、所管事項	適当
	2	令和5年度京都府一般会計補正予算(第4号)中、所管事項	適当
	3	令和5年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第1号)	適当
12月定例会	1	令和5年度京都府一般会計補正予算(第5号)中、所管事項	適当
	24	令和5年度京都府一般会計補正予算(第7号)中、所管事項	適当
	25	令和5年度京都府流域下水道事業会計補正予算(第2号)	適当
2月定例会	49	令和5年度京都府一般会計補正予算(第9号)中、所管事項	適当
	56	令和5年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第3号)	適当
	59	令和5年度京都府電気事業会計補正予算(第2号)	適当
	60	令和5年度京都府水道事業会計補正予算(第2号)	適当
	62	令和5年度京都府工業用水道事業会計補正予算(第2号)	適当
	63	令和5年度京都府流域下水道事業会計補正予算(第3号)	適当
	64	京都府企業版ふるさと納税基金条例制定の件	適当
	70	都市計画事業に関する市町村負担金を定める件	適当
	71	急傾斜地崩壊対策事業等に関する市町村負担金を定める件	適当
	72	流域下水道事業に関する市町村負担金を定める件	適当

## 5 付託請願審査結果

定例会	受理番号	受理年月日	件名	審査結果
6月定例会	55	令和5年6月21日	城陽市水道の地下水利用継続と府営水負担軽減に関する請願	不採択
12月定例会	86の2	令和5年12月7日	30人以下学級の実現、教育の無償化を！2023年度すべての子どもたちが安心して学べる学校づくりと教育条件の整備に関する請願	不採択

## 6 管内外調査

### ① 管外調査

(令和5年7月25日(火)～26日(水))

#### 1 静岡県議会（静岡県静岡市）

##### 【調査事項】

令和3年7月に発生した熱海市における土石流災害を踏まえた対応等について

##### 【調査目的】

静岡県は、令和3年7月に発生した熱海市の土石流災害を受け、盛土等の規制に係る新たな条例を制定するとともに、令和4年4月に盛土対策課を新設し、土石流災害の再発防止を図っている。

熱海市の土石流災害を踏まえ、全国一律の基準で包括的に規制する「盛土規制法」が令和5年5月に施行され、京都府でも新たな規制区域を指定すべく準備が進められていることから、静岡県の条例制定の経緯や内容、今後の課題等について調査を行い、本府施策の参考とする。

##### 【説明】

静岡県くらし・環境部盛土対策課

##### 【調査内容】

静岡県は、「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会」で指摘された「4つの失敗」（①最悪の事態の想定の実敗、②初動全力の実敗、③断固たる措置をとらなかった行政姿勢の実敗、④組織的な対応の実敗）を踏まえ、盛土対策を強化した。強化の内容は、規制強化と監視強化の2本柱からなり、規制強化では、盛土規制条例制定のほか、市町へ移譲していた権限を県に引き上げることにより指導権限の一元化を図っている。監視強化では、県民参加型監視体制を構築するとともに、不法盛土箇所を公表することにより実効性を高めている。盛土対策課は令和4年度に13名体制で新設されたが、令和5年度には盛土規制法施行に合わせ、盛土規制条例改正作業等に従事するため20名体制に増員するとともに、各土木事務所に許可申請窓口要員として8名を配置している。加えて、出先機関に250名の兼務職員を配置し、県民からの通報事案の現地確認や不適切な盛土の巡回監視を行い、初期段階から関係部局において情報共有を図ることとしている。また、不適切盛土については1件ごとに「不適切盛土対応方針書」を作成し、監視・是正指導を行っており、これまで警察との協力のもと7件が摘発されている。

今後施行される盛土規制法は、500 m<sup>2</sup>超の土石の堆積が対象になる等、これまでに比べ非常に厳しい内容となっており、盛土規制条例施行時に周知不足による混乱が生じた反省を踏まえ、県民にわかりやすく、丁寧な周知をしていくとともに、規制区域の指定については、都道府県、政令市、中核市に権限があるため、情報交換、調整を行いながら作業を進めていくことが肝要であるとのことであった。

### 【主な質問事項】

- ・ 災害時に大量に発生した残土の置場について
- ・ 新設の残土処分場の設置場所について
- ・ 不適切な盛土事業者に対する自治体の技術的な指導について など



調査事項を聴取

## 2 公益財団法人埼玉県下水道公社中川支社 中川水循環センター（埼玉県三郷市）

### 【調査事項】

下水道処理施設における汚泥消化とバイオガス発電について

### 【調査目的】

埼玉県は、民間事業者と共同で全国最大規模の「汚泥消化・バイオガス発電システム」を中川水循環センターに整備した。当システムは微生物によって汚泥を分解して減量し、その過程で生じたバイオガスを利用して発電を行うことにより、地球温暖化対策の推進を目的として導入されたものである。ついては、中川水循環センターにおける汚泥消化とバイオガス発電の取組について調査を行い、本府施策の参考とする。

### 【説明】

埼玉県中川下水道事務所

### 【調査内容】

中川水循環センターは、昭和58年4月に供用開始した流域下水道処理施設であり、埼玉県内15市町、処理人口約142万人、日最大613,200m<sup>3</sup>の処理能力（全国3位）を有している（令和3年度末現在）。

中川水循環センターの施設内に設置された汚泥消化・バイオガス発電システムは、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化対策の推進を目的としており、そのための具体的な手法として、汚泥量の減量化により施設をダウンサイジングし、エネルギー使用量を減量するとともに、下水を処理する過程で出てくるバイオガスを有効活用することにより新たな電力を創出している。

事業のスキームは、①ろ過濃縮機による汚泥の高濃度濃縮、②消化タンクにおける濃縮汚泥によるバイオガス発生、③バイオガスを燃料とした汚泥焼却及び残りのバイオガスの売却である。高濃度濃縮により効率的に汚泥中の有機物が分解されるため、消化タンクの設置個数は当初7機の予定が4機まで減らすことができたとしている。

事業実績は、バイオガス供給量が当初計画値約515万Nm<sup>3</sup>に対し実績値約688万Nm<sup>3</sup>と目標比133%、発電量は計画値約925万kWhに対し実績値約1,381万kWh（一般家庭3,135世帯相当の電力量）と目標比149%であり、施設の故障も少ないとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・ 汚泥の再利用計画について
- ・ 施設整備に係る費用及び財源について
- ・ 施設整備の効果について
- ・ バイオガス発電設備を民設民営にした効果について など



調査事項を聴取



施設を視察

### 3 国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所〔於：あらいけDX体験館〕 (埼玉県さいたま市)

#### 【調査事項】

「荒川第二・三調節池」の整備による治水対策及び建設DXの取組について

#### 【調査目的】

人口や建物などが集中している埼玉県南部と東京都区間の荒川流域を洪水から守るため、現在「荒川第二・三調節池」の整備が進められている。また、荒川調節池工事事務所では、i-Constructionをリードするモデル事務所として建設DXが進められている。については、「荒川第二・三調節池」の整備による治水対策及び建設DXの取組について調査し、本府施策の参考とする。

#### 【説明】

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所  
飛島建設株式会社

#### 【調査内容】

(1) 「荒川第二・三調節池」の整備による治水対策

首都圏を流れる荒川流域には日本の人口の約1割が居住し、特に下流域の東京都ではゼロメートル地帯が広がり、地下鉄も多いことから、上流域でひとたび洪水が発生すると、下流域では長時間にわたり浸水し、甚大な被害発生が想定される。そ

のため、堤防間の幅が広い中流域の特徴を利用し、調節池による治水事業が進められている。「荒川第二・三調節池」の事業費は約 1,670 億円、工事期間は平成 30 年度～令和 12 年度を予定しており、洪水調節容量は約 5,100 万 $\text{m}^3$ である。工事内容は高さ 10m 前後、幅 50～70m、天端幅約 7 m の堤防に囲まれた調整池を整備することにより、本川の水位が一定の高さを越えると調整池に洪水が流れ込んで一時的に水を貯めて、下流に流れる水量を減らすものである。調整池となる区域は、河川区域に指定されるが、用地買収はせず、普段は水田、公園、自動車教習所等の民地として利用される。現在、調整地の区域は 2～3 年に 1 度の頻度で浸水するが、堤防の築堤により 10 年に 1 度程度の浸水に低減されるとのことである。

## (2) 建設DXの取組

国土交通省では、建設業のDXに向けた環境整備を進めており、荒川調節池工事事務所は、i-Construction をリードするモデル事務所として、測量・地質調査から設計、施工、維持管理まで、3Dデータの活用やICT等の新技術を導入し、建設生産管理システム全体の効率化に向けた建設DXが進められている。

3Dデータに時間軸を考慮した4Dモデルを日々のデータにより更新し、課題や問題点を見える化することにより、手戻り発生の削減、打合せ時間の短縮、作業員の知識・経験を補うことができるとのことである。盛土の土量計算では、従来職員が2人ペアで1日かけて行っていたが、現在は、自動運行するドローンにより3Dデータを取得し、日々の土量数量を自動で算出しており、大幅に測量時間等が削減されている。また、現場から取得したデジタルデータをデジタル情報プラットフォームとして可視化することにより、現場状況の遠隔把握、データの蓄積・分析による施工改善、遠隔からの現場サポート等が可能となるとのことである。

### 【主な質問事項】

- ・ 完成図書におけるドローンを活用した3次元測量データの使用について
- ・ ICTブルドーザのリース費用及び無人操作について
- ・ i-Construction 推進に係る入札条件について
- ・ 自治体事業の i-Construction 推進のための取組について
- ・ 3Dデータを活用することによる発注者のメリットについて など



調査事項を聴取



工事現場を視察

政策環境建設常任委員会 管外調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
7月25日(火)	京都駅2階新幹線中央口 9:50 集合、10:08 出発			
	京都駅	10:08	11:37	【ひかり502号】
	静岡駅	11:50		(静岡県静岡市内)
	(昼食)	(12:00~13:00)		【タクシー】
静岡県議会 (静岡県静岡市)	14:10	13:19	●令和3年7月に発生した熱海市における土石流災害を踏まえた対応等について	
7月26日(水)	静岡駅	14:41	14:25	【ひかり508号】
	品川駅	15:45	15:35	
	宿舎		16:50	(埼玉県三郷市内)
	宿舎	9:27		【借上バス】
	公益財団法人埼玉県 下水道公者社中川支社 中川水循環センター (埼玉県三郷市)	11:15	9:53	●下水道処理施設における汚泥消化とバイオガス発電について ①概要説明 ②施設視察
(昼食)	(12:21~12:50)		(埼玉県朝霞市内)	
国土交通省関東地方整備局 荒川調節池工事事務所 [於：あらいけDX体験館] (埼玉県さいたま市)	14:28	13:12	●「荒川第二・三調節池」の整備による治水対策及び建設DXの取組について ①概要説明 ②施設視察 ③現地視察(整備現場)	
東京駅	16:00	15:31	【のぞみ237号】	
京都駅		18:15	【解散】	

## ② 管外調査

(令和5年11月13日(月)～15日(水))

### 1 洲本市議会〔於：龍谷フロートソーラーパーク洲本〕(兵庫県洲本市)

#### 【調査事項】

洲本市における域学連携の取組について

#### 【調査目的】

洲本市における大学と連携した域学連携事業及び事業のひとつである龍谷フロートソーラーパーク洲本を活用した「地域貢献型フロートメガソーラー発電事業」について調査を行い、本府における大学と連携した地域づくりに関する施策の参考とする。

#### 【説明】

洲本市企画情報部企画課政策調整係

#### 【調査内容】

洲本市は、若年層の減少に伴う賑わい喪失の課題に対応するため、平成25年度から域学連携事業に取り組んでおり、今年で10周年を迎える。域学連携事業とは、学生と大学教員が地域の現場に入り、地域住民や団体とともに地域課題の解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する事業である。地域にとっては大学の知見を活用できることや学生を若い人材として活用できるなどのメリットが、大学側には学生の育成や実践の場が得られるなどのメリットがあり、WIN・WINの関係が構築でき、10年間で33校から約860名の学生が洲本市において活動している。

洲本市では、3名の職員で事業に取り組んでおり、地域と大学のマッチングのほか、予算の範囲内での交通費の負担、無料で滞在できる施設の提供を行っている。

龍谷フロートソーラーパーク洲本は、ため池ソーラー発電の活用による地域活性化をテーマに、龍谷大学と取り組む「地域貢献型フロートメガソーラー発電事業」の拠点であり、洲本市がため池を貸し出し、龍谷大学の白石教授らが代表を務めるPS洲本株式会社がフロート型太陽光発電設備の設置・運営を行い、龍谷大学は事業資金を投資し、地元金融機関とともに本事業に対する資金を提供している。平成29年10月に「龍谷フロートソーラーパーク洲本」が竣工し、その売電収益はため池の維持管理や地域振興に活用されている。

洲本市では、域学連携による外部人材との協働の素地を生かし、大学に限らず、都市部の企業や若者との連携によるまちづくりに発展させるため、体制づくりやマンパワー確保を進めていきたいとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・ 域学連携に取り組む大学へのアプローチの方法について
- ・ 龍谷フロートソーラーパーク洲本の事業スキームについて
- ・ 地域ニーズを把握する方法について
- ・ 担い手が減少する中で事業の継続性を担保する方法について など



調査事項を聴取



現地視察

## 2 香川県議会〔於：かがわDX Lab〕（香川県高松市）

### 【調査事項】

デジタル技術とデータの活用による地域課題解決の取組について

### 【調査目的】

かがわDX Labにおける、県、市町、民間事業者による「DXによるまちづくり」と「県民のWell-beingの実現」に向けた先進的な取組を調査することにより、本府におけるDX推進による地域課題解決の施策の参考とする。

### 【説明】

香川県デジタル戦略課

### 【調査内容】

かがわDX Labは、香川県内を一つの生活圏として、デジタルによる地域課題解決を通じたまちづくりに取り組む官民共創のコミュニティとして、令和4年4月に発足、令和5年4月に活動拠点が開設された。香川県と県内全ての市町、民間事業者約30社程度が加入している。県及び市町のまちづくりの知見と民間事業者等のデジタルの知見を掛け合わせ、DXによるまちづくりを推進していくこととしている。具体的な活動は、①フィールドワークによる解決すべき課題の抽出・明確化、②デジタルを活用した解決策の検討、③サービス創出のための実証実験、④実験結果の実装とその横展開を行っており、共創により提供するサービスの質を高め、人々の暮らしがより豊かになるようつなげていきたいとのことである。

現在、マイナンバーカードを活用した官民共創引越し手続きのワンストップ化など事業者からの提案によるWGが3件、まちづくりや地域活性化等について課題解決を目指していく自治体の課題探求に係るWGが5件設置されている。香川県では、①実証フィールドの提供、②行政データの提供、③学びの場の提供、④広報支援、⑤実証費用の一部支援など活動の支援を行っている。

かがわDX Labが入居する情報通信交流館には、子どもから大人までICTと触れ合える参加体験型施設である「eーとぴあ・かがわ」と、人が集い、学び、交わり、共創するオープンイノベーション拠点である「Setouchi-Base」が入居し

ており、施設全体として3つの施設の機能を循環させながら施策を進めていくとのことであった。

**【主な質問事項】**

- ・ 高校生までの若年層を対象とした地元定着に向けたアプローチについて
- ・ デジタルに苦手意識のある高齢者へのアプローチについて
- ・ 入居している企業の業種等について
- ・ コワーキングスペース入居企業の公共団体事業への入札の可否について

など



調査事項を聴取



施設視察

### 3 国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所（徳島県三好市）

**【調査事項】**

四国山地砂防事務所における砂防事業、流木対策等の取組について

**【調査目的】**

四国山地砂防事務所における砂防堰堤の設置や、支障木除去等の流木対策の取組について調査を行い、本府における砂防事業、流木対策等の施策の参考とする。

**【説明】**

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所

**【調査内容】**

四国は、地すべり危険箇所が約3,000箇所ある全国でも有数の地すべり多発地帯である。また、台風が常襲し年間降水量は2,500～4,000mmにもなる全国有数の多雨地帯である。四国山地砂防事務所では、過去の甚大な土砂災害や洪水氾濫を契機として、吉野川上・中流域、重信川上流域において、砂防事業と地すべり対策事業を行っており、令和5年度は約68億円の事業費で51箇所の工事を実施している。都道府県の砂防事業では、土石流を止める目的で実施することが多いが、当事務所では、下流河川へ土砂が流出し広域にわたる被害を防止する観点からも事業を実施しているとのことである。工事内容は、地下水が集中している付近に縦井戸を設置し地下水を集水及び自然排水させる

集水井工や、表面排水が地下に入らないようにする表面排水路の整備、トンネルを掘り水を抜く排水トンネルの設置等が行われている。また、徳島県屈指の観光名所である「祖谷のかずら橋」周辺においては、地域の主要産業を守る上で景観保全が重要な配慮事項であるため、人工の擬岩パネルにより堰堤コンクリートの修景が図られている。流木対策の取組では、砂防堰堤の設置による下流への流出防止に加え、流木の発生源対策として流域の支障木の整理や、林業を生業とする方と相談し、砂防堰堤等の管理用道路をある程度開放し、林業にも使用いただくことにより地域に貢献する里山砂防の取組についても推進しているとのことであった。

**【主な質問事項】**

- ・ 流木対策に係る発生源対策と砂防施設整備のバランスについて
- ・ 集水ボーリング工の深さについて
- ・ 事業コストの削減について など府市協調による事業効果について
- ・ 改修工事の手法について
- ・ 工事に伴う地元への影響について など



調査事項を聴取



現地視察

**4 香川県議会（香川県高松市）**

**【調査事項】**

水道事業の広域化について

**【調査目的】**

香川県における持続的かつ安定的に水道水を供給するために導入した「1県1水道体制」による水道事業の広域化について調査を行い、本府における水道施策の参考とする。

**【説明】**

香川県水資源対策課

**【調査内容】**

香川県は、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の経年化による更新需要の増大、南海トラフ地震などの大規模災害や湧水への備え、職員の大量退職に伴う技術継承の困難化など、水道を取り巻く多くの課題を克服し、将来にわたり安全な水を安定的に供給

するため、平成20年に水道広域化の検討を開始した。平成29年11月には香川県と県内16市町で用水供給事業と末端給水事業を統合して香川県水道企業団を設立し、全国初の県内1水道を実現し、平成30年4月から業務を開始している。香川県水道企業団は、地方自治法に定める特別地方公共団体として設置され、企業長には香川県知事が就任している。また、職員は県及び市町の派遣職員により業務を行っていたが、令和2年4月からプロパー職員の採用も行っている。事業開始後2年間は、構成市町の旧水道課16事業所において業務を行っていたが、効率的な事業実施を目的に市町の区域を越えて事業を集約し、令和2年4月から県内5か所のブロック統括センターに業務を集約している。経年施設の更新については、小規模浄水場を停止し、比較的規模の大きな浄水場機能を効率的に活用することにより更新需要を抑制することとしている。広域化による財政シミュレーションでは、広域化に必要な施設整備費用を平成30年から令和9年度に計上するため、必要となる企業債借入残高の増加に伴う支払利息や減価償却費が増加する一方、広域化による更新事業費の削減効果や、交付金、繰出金により、令和25年度時点で、単独経営の場合と比較し、供給単価ベースで約26%の削減が見込まれるとのことである。香川県水道企業団では、将来にわたり安心・安全な水道用水を安定的に供給していくための運営基盤を確立するため、広域化のメリットを生かして業務の合理化・効率化、職員の技術力向上、円滑な水融通等に取り組んでいくとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・ 各市町の費用負担に係る合意形成の経過について
- ・ 広域化による職員の技術継承のメリットについて
- ・ 浄水場の民間委託の状況について
- ・ 水道料金の統一化に対する住民の意見について
- ・ 浄水場の統廃合の状況について
- ・ 取水制限の状況について

など



調査事項を聴取

## 5 平林金属株式会社リサイクルファーム御津（岡山県岡山市）

#### 【調査事項】

太陽光パネルリサイクル研究プロジェクトについて

#### 【調査目的】

平林金属株式会社における太陽光パネルリサイクル研究プロジェクトによる太陽光パネルのリサイクルスキーム構築の取組について調査を行い、本府における太陽光パネルリサイクルの施策の参考とする。

#### 【説明】

平林金属株式会社サーキュラーエコノミー技術開発部

#### 【調査内容】

平林金属株式会社は、1956年（昭和31年）10月に創業した鉄・非鉄金属及び使用済み家電・自動車のリサイクル事業を営む会社である。岡山県は、降水量1ミリ未満の日が

日本一多く、「晴れの国おかやま」として広報活動を展開しているほど晴れの日が多いため、太陽光による発電も盛んに行われており、今後、現在稼働している太陽光パネルのリサイクルが課題となることが想定されることから、同社では、資源循環型の社会を構築する産業に携わる企業として、2018年（平成30年）に太陽光パネルのリサイクルに関する研究プロジェクトを開始した。

太陽光発電のモジュールは、フレーム、ガラス、セルシートなどから構成されており、リサイクルするためには、それらの構成部分を分離することが必要である。この分離技術は現在、市場にいくつかの方法が出始めており、同社では、ホットナイフといわれる約300度に加熱したナイフでガラスを割らずにその他の部材と分離する技術が使われている。ただ、分離する技術の開発に加え、分離したパーツのリサイクル用途が開発されないと、結局廃棄されることになるため、用途開発が非常に重要とのことである。

日本では、2036年（令和18年）頃に太陽光パネル廃棄量のピークを迎えると予測されており、今後、太陽光パネルの廃棄は、同時期に大量に出てくることが想定されるが、太陽光パネルの所有者は、自動車リサイクル法のようなリサイクル料金の支払義務がないことや、太陽光パネル設置場所が企業の少ない過疎部に多いことから、リサイクル技術の開発と並行して、リサイクルに係る法制度の整備やリサイクル料金の積立制度の創設など、円滑かつ効率的にリサイクル・適正処分がなされるような制度を、できるだけ早期に導入することが必要であるとのことであった。

#### 【主な質問事項】

- ・ 太陽光パネルの長寿命化について
- ・ 太陽光パネルに係る今後の再生資源活用の構想について
- ・ 太陽光パネル廃棄に係る基金の造成について など



調査事項を聴取



施設視察

# 政策環境建設常任委員会 管外調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘要
11月13日(月)	<u>議会棟 9:40 集合、9:45 出発</u>			
	議会棟	9:45		【借上バス】
	( 昼 食 )	(12:20~13:05)		(兵庫県洲本市内)
	洲本市議会 〔於：龍谷フロートソーラーパーク 洲本〕 (兵庫県洲本市)	14:44	13:15	●洲本市における域学連携の取組について ①概要説明 ②施設視察
宿 舎		16:30	(香川県高松市)	
11月14日(火)	宿 舎	9:15		【借上バス】
	香川県議会 〔於：かがわDX Lab〕 (香川県高松市)	10:55	9:28	●デジタル技術とデータの活用による地域課題解決の取組について ①概要説明 ②施設視察
	( 昼 食 )	(11:50~12:50)		(香川県丸亀市内)
	国土交通省四国地方整備局 四国山地砂防事務所 (徳島県三好市)	16:00	13:28	●四国山地砂防事務所における砂防事業、流木対策等の取組について ①概要説明 ②バス移動 ③現場視察
宿 舎		18:30	(香川県高松市)	
11月15日(水)	宿 舎	9:15		【借上バス】
	香川県議会 (香川県高松市)	10:30	9:25	●水道事業の広域化について
	( 昼 食 )	(12:20~13:00)		(岡山県岡山市内)
	平林金属株式会社 リサイクルファーム御津 (岡山県岡山市)	14:45	13:12	●太陽光パネルリサイクル研究プロジェクトについて ①概要説明 ②施設視察
岡 山 駅	15:58	15:28	【のぞみ36号】	
京 都 駅		16:59	【解 散】	

### ③ 管内調査

(令和5年11月20日(月))

#### 1 伏見みなと公園広場(京都市伏見区)

##### 【調査事項】

「川のみなとオアシス水のまち 京都・伏見」登録を契機とした施設の再整備について

##### 【調査目的】

令和4年9月に策定した「伏見の『みなと』を中心としたまちづくりビジョン」による地域ニーズに対応した施設整備の取組状況について調査する。

##### 【説明】

京都土木事務所

##### 【調査内容】

令和3年4月、伏見港は国土交通省の「みなとオアシス」に登録され、「川のみなとオアシス 水のまち 京都・伏見」運営・まちづくり協議会は、①誰もが楽しめる安心安全な水辺空間づくり、②伏見の水と歴史を生かした賑わいと暮らしの創出、③まちの回遊性向上と伏見らしい魅力・体験の創出の3つを取組方針とする「伏見の『みなと』を中心としたまちづくりビジョン」を策定した。本ビジョンに基づき、伏見みなと公園広場や宇治川派流の整備事業が実施される。

伏見みなと公園広場整備事業は、誰もが安心・安全・快適に利用できる空間となるよう、凹凸のある広場をフラットに造成、日陰を演出するシェルターの設置、イベント時に使用できる照明・電源の整備等を実施するとともに、伏見みなと橋のバリアフリー化などにより、京阪・中書島駅から伏見みなと公園広場につながるスムーズな動線を確保することとしている。また、伏見港公園のテニスコート北側のクラブハウス建替えやトイレのバリアフリー化により、広場利用者が快適に利用できる環境づくりを進めることとしている。宇治川派流の園路は、凹凸のある石敷きを歩きやすい平坦な園路にするるとともに、樹木の剪定により明るく見通しがよくなるよう整備する予定である。なお、これらの事業は今年度末から順次着工する。

また、国土交通省は、令和5年8月、「伏見地区かわまちづくり」に登録し、大阪・関西万博に向けた淀川舟運復活の動きとも連携し、親水護岸及び親水空間の整備やにぎわい拠点の機能整備を行うことで、京都・伏見の新たな玄関口やにぎわいエリアの形成を図ることとしており、そこから伏見の市街地へと回遊を促すことで、伏見のまち全体の活性化を図っていくとのことであった。

##### 【主な質問事項】

- ・ 施設再整備に伴う駐車場の整備について
- ・ 大雨時の水位の状況について
- ・ 整備後の公園の利用方法について など



調査事項を聴取



施設視察

## 2 宗円交遊庵やんたん〔於：山城広域振興局宇治総合庁舎〕（綴喜郡宇治田原町）

### 【調査事項】

お茶の京都の取組について

### 【調査目的】

コロナ禍において中止されていた行催事等の再開や、新名神高速道路の開通、大阪・関西万博の開催などにより、多くの観光客がお茶の京都エリアを訪れることが期待されている中、お茶の京都における取組の現状及び今後の施策展開について調査する。

### 【説明】

お茶の京都DMO

### 【調査内容】

お茶の京都は、京都南部5市6町1村で構成され、府内人口の約5分の1、54万5千人を擁するエリアである。観光入込客数は、平成30年12,537人、令和元年13,278人と順調に推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年は7,947人と前年の約6割まで落ち込んだ。令和4年の感染症分類5類移行後は、中止されていた行催事等も徐々に再開され、観光入込客数は10,274人と回復傾向を示している。

お茶の京都エリアは、鉄道等の1次交通の利便性が高いことや大阪・関西万博で大きな魅力となるけいはんな学研都市が存在するなどの強みがある一方、駅から観光施設までの2次交通が脆弱であることや宿泊施設が少ないなどの課題を抱えている。令和5年3月のJR奈良線第二期複線化事業の開業や、今後、新名神高速道路の整備により、大阪からの利便性が向上することから、人材育成や滞在・体験型観光の推進、移住・定住の促進等により、観光消費額の増大を図りたいとのことであった。

宗円交遊庵やんたん（以下「やんたん」という。）は、日本緑茶発祥の地、宇治田原町の観光交流拠点として、湯屋谷地区の共同製茶場をリノベーションし平成30年にオープンした。日本緑茶の礎となる「青製煎茶製法」を開発した永谷宗円ゆかりの地であり、地域活性化に取り組む地域住民の団体「1738やんたん里づくり会」が指定管理者として運営している。やんたんでは、地元の郷土料理を含む食事の提供、観光案内やお茶をはじめとする特産品の販売、イベント等への会場貸出し等を行っており、地域住民が地域

の活性化について話し合い、管理運営を担うことにより、交流によるまちの活性化を目指していきたいとのことであった。

**【主な質問事項】**

- ・ お茶の京都DMOの人員体制について
  - ・ レンタルサイクル事業の取組状況について
  - ・ 移住に係る施策の取組状況について
  - ・ 映画・テレビのロケ誘致の取組状況について
- など



調査事項を聴取



宗円交遊庵やんたん視察

**3 国道 24 号城陽井手木津川バイパス及び主要地方道宇治木屋線（犬打峠）**

〔於：山城広域振興局田辺総合庁舎〕（綴喜郡井手町・宇治田原町）

**【調査事項】**

国道 24 号城陽井手木津川バイパス及び主要地方道宇治木屋線（犬打峠）について

**【調査目的】**

国道 24 号における交通混雑の緩和、交通安全の確保及び災害時の道路ネットワーク強化を図り地域振興の支援を目的とする国道 24 号城陽井手木津川バイパス事業（国直轄事業）及び高速道路へのアクセス機能向上により地域産業の振興や交流人口拡大に寄与する主要地方道宇治木屋線（犬打峠）の整備事業に係る現在の整備状況について調査する。

**【説明】**

- （1）国道 24 号城陽井手木津川バイパス事業  
国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所
- （2）主要地方道宇治木屋線（犬打峠）  
山城北土木事務所

**【調査内容】**

- （1）国道 24 号城陽井手木津川バイパス事業  
城陽井手木津川バイパスは、国道 24 号における交通混雑の緩和及び交通安全の確保、また災害時の道路ネットワーク強化を図り、地域振興の支援を目的とす

る延長 11.2 kmの事業である。

現道の国道 24 号は、交通容量の不足により交通混雑が発生しており、それに伴う追突事故も発生している。また、木津川沿いの浸水想定区域内に位置するため、河川氾濫時には通行不能となり、緊急輸送道路としての役割も果たせない。

本バイパスは、浸水想定区域を回避して整備されることによる災害時の交通機能確保だけでなく、新たな地域開発の展開や新名神高速道路へのアクセス道路として機能することで、木津川右岸地域の発展を支えることが期待される。

これまで用地買収が進められてきたが、今年度から設計・施工等を本格的に進めていきたいとのことであった。

## (2) 主要地方道宇治木屋線（犬打峠）

主要地方道宇治木屋線（犬打峠）道路整備事業は、①走行性の向上・交通の安全確保、②高速道路へのアクセス向上、③異常気象時等における道路の信頼性向上、④地域産業の発展支援を目的に、平成 29 年度から実施されている事業である。事業延長 3.6 kmのうちトンネル部は約 3 kmである。令和 5 年 8 月 25 日にトンネル部が貫通し、10 月 9 日に貫通式典が行われた。

トンネル掘削工事は、現在、コンクリートで固める覆工が約 100m残るのみであり、今年度内の完成を目指し進められている。また、照明や給水などの設備工事及び道路築造、舗装等の抗外部工事は、令和 6 年度中の完成・供用開始を目指し進められている。なお、トンネルの正式名称は「鷲峰山（じゅうぶざん）トンネル」に決定しているとのことであった。

### 【主な質問事項】

- ・ トンネル工事残土の処理について
- ・ トンネルにおける避難用通路、歩行者・自転車用通路について
- ・ 総事業費及び事業費増額の見込みについて
- ・ 供用開始後の現道の管理について など



調査事項を聴取



現地調査

政策環境建設常任委員会 管内調査日程

令和5年

月日	発着地	発時刻	着時刻	摘 要
11 月 20 日 (月)	議会棟 8:50 集合 8:55 出発			
	議会棟	8:55		【借上バス】
	伏見みなと公園広場 (京都市伏見区)	10:00	9:29	●「川のみなとオアシス水のまち 京都・伏見」登録を契機とした施設の再整備について ①概要説明 ②施設視察
	宗円交遊庵やんたん 〔於：山城広域振興局宇治総合庁舎〕 (綴喜郡宇治田原町)	12:00	10:26	●お茶の京都の取組について ①概要説明 ②バス移動 (30分) ③現地視察 (宇治田原町お茶の京都交流拠点施設『宗円交遊庵やんたん』)
	( 昼 食 )	(12:05~12:55)		(綴喜郡宇治田原町内) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">テレビ 取材</span>
	国道24号城陽井手木津川バイパス及び 主要地方道宇治木屋線 (犬打峠) 〔於：山城広域振興局田辺総合庁舎〕 (綴喜郡井手町・宇治田原町)	15:15	13:31	●国道24号城陽井手木津川バイパス及び主要地方道宇治木屋線 (犬打峠) について ①概要説明 ②バス移動 (30分) ③現地視察 (国道24号城陽井手木津川バイパス) ④バス移動 (30分) ⑤現地視察 (主要地方道宇治木屋線 (犬打峠))
議会棟		16:20		

## 7 委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会（令和6年5月22日開催）において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。

---

# 事 務 概 要

---

(令和6年度)

京 都 府 総 合 政 策 環 境 部

# 目 次

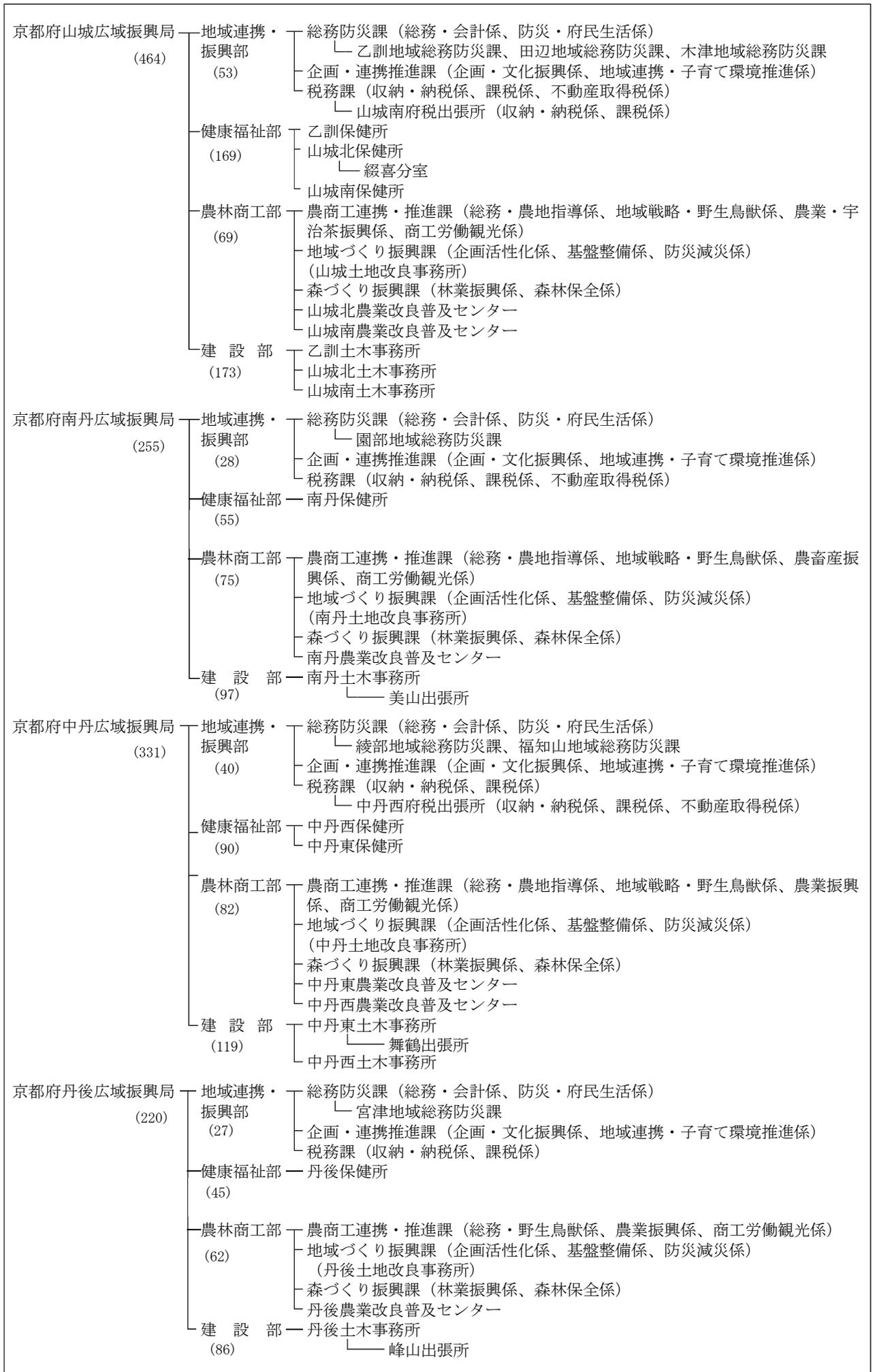
I 組 織	.....	1
II 事 務 分 掌	.....	3
III 主要事項の概要	.....	5
IV 令和6年度予算	.....	11
V 主要計画等	.....	14
VI 関係施設等	.....	16

# I 組織

令和6年4月1日現在

本庁課	担当	地域機関等
総合政策室 (20) (子育て社会推進監含む)	子育て社会推進係 総合調整係 計画推進係 広域行政係	〔 関西広域連合派遣 (4) 全国知事会派遣 (1) 〕
地域政策室 (19)	北 部 係 中 部 係 南 部 係	〔 海の京都 DMO 派遣 (3) 森の京都 DMO 派遣 (2) お茶の京都 DMO 派遣 (3) 京都産業 21 派遣 (1) 〕
政策環境総務課 (17) (部長、副部长 (1) 含む)	総務企画係 経理係	〔 東京事務所 (9) 省庁等派遣 (17) 〕 〔 大阪府派遣 (1) 滋賀県派遣 (1) 城陽市派遣 (1) 公立大学法人派遣 (142) 〕
万博・地域交流課 (11)	展示企画係 機運醸成係	〔 2025年日本国際博覧会 協会派遣 (5) 〕
情報政策課 (18) (副部长 (1) 含む)	情報企画・セキュリティ係 共同化推進係	
デジタル政策推進課 (10) (企画参事含む)	スマート社会推進係 デジタル行革推進係	
企画統計課 (40)	企画調整係 情報分析係 社会統計係 産業統計係 生活統計係	
大学政策課 (7)	大学政策係	〔 大学コンソーシアム 派遣 (1) 〕
脱炭素社会推進課 (17)	企画調整係 温暖化対策係 エネルギー政策係	
循環型社会推進課 (18) (技監含む)	循環・リサイクル係 産業廃棄物係 不法投棄等対策係	〔 大阪湾広域臨海環境整備 センター派遣 (1) 〕
自然環境保全課 (8)	自然環境係 自然公園係	
環境管理課 (14)	指 導 係 大 気 係 水 質 係	
【2室10課 1地域機関】	〔 本 地 域 機 庁 199 地 域 機 関 9 派 遣 183 〕	計391人

# 広域振興局の組織



## Ⅱ 事務分掌

### (総合政策室の事務)

- (1) 府の重要施策の企画、調査及び総合調整（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 部を横断する新規事業の立案及び推進に関すること。
- (3) 子育て環境日本一の実現に係る企画、総合調整及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 京都府総合計画の推進等に関すること。
- (5) 経営戦略会議の運営に関すること。
- (6) 地方分権改革（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 関西広域連合に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 全国知事会及び近畿ブロック知事会に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務に関すること。

### (地域政策室の事務)

- (1) もうひとつの京都構想の推進に関すること。
- (2) 地域振興計画の調整等に関すること。
- (3) 地域の総合的な整備等に係る各種事業の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

### (政策環境総務課の事務)

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 京都府緑と文化の基金に関すること。
- (3) 広域振興局に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 東京事務所に関すること。
- (5) 部内の人事及び組織に関すること。
- (6) 部に属する予算の経理に関すること。
- (7) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (8) 部内他課の主管に属さないこと。

### (万博・地域交流課の事務)

- (1) 2025年大阪・関西万博の開催に伴う企画、総合調整及び地域の活性化に関すること。

### (情報政策課の事務)

- (1) 情報通信技術を活用した行政の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 情報システムの整備及び管理に関すること。

### (デジタル政策推進課の事務)

- (1) デジタル社会の形成に関する施策の企画、総合調整及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 行政事務の合理化及び業務改革に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

#### **(企画統計課の事務)**

- (1) 国から受託した統計調査（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 府が単独で実施する統計調査（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 統計の分析及びその他統計に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

#### **(大学政策課の事務)**

- (1) 大学政策（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 京都府公立大学法人に関する事。

#### **(脱炭素社会推進課の事務)**

- (1) 環境対策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地球温暖化対策及びエネルギー政策の推進に関する事。
- (3) 環境マネジメントシステムの推進に関する事。

#### **(循環型社会推進課の事務)**

- (1) 循環型社会形成の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 廃棄物対策の企画、調整及び推進に関する事。
- (3) 廃棄物の適正処理に関する事。
- (4) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進に関する事。
- (5) 廃棄物処理施設に関する事。
- (6) 廃棄物の不法投棄等の対策に関する事。

#### **(自然環境保全課の事務)**

- (1) 自然環境及び生物多様性の保全に関する事。
- (2) 自然公園に関する事。
- (3) 京都府立丹後海と星の見える丘公園に関する事。

#### **(環境管理課の事務)**

- (1) 環境影響評価に関する事。
- (2) 公害の紛争処理及び被害者救済に関する事。
- (3) 大気汚染の防止に関する事。
- (4) 水質汚濁の防止に関する事。
- (5) 土壌汚染対策に関する事。
- (6) 騒音、振動及び悪臭の防止に関する事。
- (7) ダイオキシン対策に関する事。
- (8) 環境の監視及び測定に関する事。
- (9) 環境放射線の監視に関する事。

## Ⅲ 主要事項の概要

### [総合政策室]

#### 1 総合計画の推進

京都府総合計画に掲げる「将来構想」の実現に向け、「8つのビジョン」等における「主要な方策」をはじめとする取組について、府民意識調査結果の分析等も踏まえて実施状況の評価を行うとともに、重点施策を部局横断的に調整し次年度以降の予算編成につなげていく。

#### 2 地域創生の推進

少子高齢化・人口減少社会の課題に対応するため、京都府地域創生戦略に基づく取組を進めるとともに、市町村等と連携して地域の実情・特性に応じた実効性のある地域創生に取り組む。

#### 3 子育て環境日本一の総合的な施策展開

子どもや子育て世代を社会全体であたたかく見守り支え合うオール京都の推進体制により、「子育て環境日本一」の実現に向けて総合的な施策展開を図る。

#### 4 府の主要事業の推進

府の主要事業の着実な推進を図るため、国の予算の概算要求に先立って、重点事項について関係省庁・機関等に対し、東京事務所と連携しつつ政策提案・要望を行うとともに、近隣府県等の自治体及び関係機関とも広く連携し、政策の実現を図る。

#### 5 経営戦略会議の開催

府政の重要課題等について、二役と関係部局が一堂に会する「経営戦略会議」を開催し、対応方策や方向性などを共有し、全庁的なマネジメントを行う。

#### 6 京都市との連携・協働の推進

京都市域における府政を効果的・効率的に進めるため、知事と市長とのトップ会談（指定都市都道府県調整会議）をはじめ、実務者レベルの府市政策連携・融合会議等を通じて、府・市共通の課題について府・市の緊密な連携・協働を進める。

#### 7 地方分権改革の推進

住民に身近な行政は、できるだけ住民に近い地方公共団体が担うことで、各地域が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるよう、国に対して積極的な提案を行うなど、全国知事会や関西広域連合等を通じ、地方分権改革の取組を進める。

#### 8 関西広域連合への参画

関西における広域連携の歴史と実績の上に設立された特別地方公共団体である「関西広域連合」に参画し、府県のエリアを越える広域的な諸課題に取り組む。

## 9 全国知事会、近畿ブロック知事会との連絡調整

全国知事会議、近畿ブロック知事会議の開催、国への提案・提言などの調整、取りまとめを通じ、様々な分野で共通する政策課題についての認識を深め、広域的な連携を図る。

### [地域政策室]

#### 1 部局を横断して取り組む地域振興施策の推進

京都府北部・中部・南部地域がそれぞれ抱えている地域課題について、広域振興局や庁内関係部とともに横断的に対応することで、魅力的な地域づくりを進める。

#### 2 府・市町村が連携して取り組む地域振興施策の推進

複数の市町村が関係する課題について、市町村や広域振興局が連携し広域的に取り組む地域振興を図る。

また、各広域振興局の地域振興計画の推進について、広域振興局の独自施策と本庁施策が有機的に連動し、府域全体で実効ある地域づくりが進むように、施策（事業）の検討や予算について庁内関係部との調整等を行う。

#### 3 各市町村の地域振興施策の支援

各市町村が個別で解決が困難な課題については、総合調整を行い、その解決に向けた支援を進める。

#### 4 もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）の推進

海の京都、森の京都、お茶の京都及び竹の里・乙訓の観光を入り口とした地域づくりを推進する。

##### ・海の京都

古代より大陸との交流の窓口として栄えた歴史的背景や交通基盤整備の進捗を生かし、「海」というキーワードのもと、観光を入り口とした魅力ある地域づくりを推進し、府北部地域が全国有数の競争力のある地域であり続けることをめざして取組を進める。

##### ・森の京都

府中部地域において、国定公園の指定等を契機に、豊かな自然環境を維持・保全する取組を強化するとともに、森の恵みを生かした食や伝統文化、産業など森に包まれた暮らし方を発信し、交流産業の振興、林業の付加価値向上をめざして取組を進める。

##### ・お茶の京都

日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた「宇治茶」や茶畑景観等の山城地域の価値を再認識し、世界に向け発信することにより、多くの人が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点となることをめざして取組を進める。

##### ・竹の里・乙訓

世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアにおいて、竹林やタケノコ、工芸品を生かした、観光を入り口とした魅力ある地域づくりをめざして取組を進める。

## [政策環境総務課]

### 1 (公財)世界人権問題研究センターの運営支援

平安建都 1200 年記念事業の一つとして設立された(公財)世界人権問題研究センターが、人権問題について世界的視野に立った調査研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を推進することにより国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることができるよう、運営を支援する。

### 2 地域活性化包括連携協定の締結の推進

民間企業と連携・協働して地域の諸課題に対応し、地域の活性化や府民サービスの向上を図る。

## [万博・地域交流課]

### 1 大阪・関西万博きょうと推進委員会の運営

2025年開催の大阪・関西万博を京都の活性化や地域振興につなげるため、行政や経済界、有識者等のオール京都体制による府域及び万博会場での取組の総合的な推進を図る。

### 2 大阪・関西万博を契機とした地域交流の促進

大阪・関西万博を契機とした府域への誘客、また、それに伴う「新たなつながり」の創出を通じて、未来の京都を担う人材や企業、産業や文化の育成を図るため、万博会場をゲートウェイとして位置づけ、府内各地で「文化・環境」「産業」「観光」「地域」といった京都の強みや特徴を活かした魅力的な事業を実施する。

## [情報政策課]

### 1 府・市町村共同による情報化の推進

住民記録、税、福祉業務等の市町村基幹業務システムの共同化に関することや、公共施設案内予約システム、電子申請システム等の府と市町村が共同利用するシステム、高い水準の情報セキュリティ対策を実施する「京都自治体情報セキュリティクラウド」の運用及びセキュリティ対策に係る体制「ALL 京都 CSIRT」の設置など、府と市町村が共同して情報化に取り組むことにより、府民サービスの向上、業務の効率化及び情報セキュリティの向上を図るとともに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、情報システムの統一・標準化に係る市町村の取組を支援する。

### 2 柔軟な働き方を支え、府民サービスを維持する環境の整備

モバイル型端末の導入やクラウドツールの活用により、現地現場での府民や事業者への対応を迅速・的確に行うとともに、柔軟な働き方を支え、災害やパンデミックの発生時においても、職員が自宅等で業務に従事することにより、府民サービスを維持継続する環境を整備する。

### 3 京都デジタル疎水ネットワークの安定的な運用

防災や京都府・市町村共同化などの重要施策の推進を支援するため、通信系事業者と電力系事業者による光回線の完全二重化と最新技術を取り入れた機器を導入し、非常に高い信頼性を備えた京都デジタル疎水ネットワークの安定的な運用を図る。

#### 4 内部事務のアウトソーシングの推進

府民価値に直結する業務へ人材等を振り向けることで、府民の方々により高い品質の行政サービスを提供するため、旅費、給与などの内部事務について、総務事務システムを活用した集中処理及びアウトソーシングを実施しており、民間のノウハウを活用した業務の効率化を推進する。

### [デジタル政策推進課]

#### 1 デジタル社会の形成

「京都府スマート社会推進計画」に基づき、府内中小企業やスタートアップ、大学等研究機関、府民の方々など多様な主体との連携によるビッグデータやデジタル技術の活用を図り、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する。

京都府においても、行政手続のオンライン化を進めるとともに、クラウドコンピューティングや、AI・RPA等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善に取り組み、業務の質や府民サービスの向上を図る。

#### 2 マイナンバー制度の運用

マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現や府民の利便性向上、行政の業務の効率性向上を実現するための社会基盤であり、その運用にあたっては、特定個人情報保護の厳格な運用や国等における十分なセキュリティ対策を前提とした上で、マイナンバー・マイナンバーカードを基盤としたデジタル社会の構築を進める。

### [企画統計課]

#### 1 経常・周期調査等の実施

行政施策の立案や経済分析等の基礎資料として活用するため、世帯、事業所、雇用、消費等に係る国から受託した経常調査や周期調査、府独自の統計調査を実施する。

なお、今年度の周期調査として、世帯の所得及び資産の分布、消費の水準と構造を明らかにすることを目的とした「全国家計構造調査」、農林業の生産構造や就業構造等を明らかにすることを目的とした「農林業センサス」を、国・市町村と連携して実施する。

また、令和7年10月には「令和7年国勢調査」が実施されるため、その準備を着実に進めていく。

#### 2 統計データの分析及び情報発信

統計調査で明らかになったデータや経済動向、人口移動、就労状況、消費動向等を各部局に提供するとともに、府HPや刊行物により広く発信し、データ等に基づく施策立案の推進や、学術研究の推進に資する。

さらに、統計出前講座や統計グラフコンクール、各種講習会等を実施することにより、統計データを利活用することの重要性の普及啓発や、データを的確に分析して活用できる人材の育成に取り組む。

## [大学政策課]

### 1 大学の知を活かした京都の魅力向上の推進

大学が集積する京都の魅力をさらに高めるため、有識者等へのヒアリングを通じて、府の施策の方向性等の検討を行うとともに、府政課題の解決に向けて大学・学生と協働して取り組むプロジェクトの支援等を実施する。

### 2 京都府立医科大学及び京都府立大学における教育・研究・医療・地域貢献の推進

#### (1) 京都府立医科大学及び同附属病院・附属北部医療センター

「世界トップレベルの医学を地域へ」の基本理念の実現に向けて、教育・研究及び医療提供体制の充実を図り、府民の健康増進、福祉の向上に貢献する。

#### (2) 京都府立大学

「京都府の知の拠点」として京都に根ざした魅力的で個性ある大学の創造に向けて、府民が求める研究の推進と人材の育成を図り、大学による地域貢献を促進する。

#### (3) 京都三大学連携による教養教育共同化の推進

府立医科大学、府立大学、京都工芸繊維大学の三大学の連携により、平成 26 年度から全国初の取組として開始した教養教育共同化の一層の充実に努め、時代が求める新たな教養教育を推進する。

## [脱炭素社会推進課]

### 1 地球温暖化対策の推進

2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、太陽光を中心とする再生可能エネルギーの導入や利用の加速化、サプライチェーンでの脱炭素化をはじめとする省エネ対策の促進など、地球温暖化防止に向けた取組を推進する。

### 2 気候変動適応策の推進

府民生活に直結する気候変動による被害を未然に防止・軽減するため、「京都気候変動適応センター」において気候変動影響に関する情報収集・発信及び将来予測を実施する。また、熱中症を予防するための取組を実施する。

## [循環型社会推進課]

### 1 循環型社会形成に係る企画及び推進

資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくために、府民一人ひとりの行動変容につながる普及啓発の促進、循環型社会の形成に向けた取組や廃棄物処理の現状等についての発信、食ロス削減の推進、プラスチックごみ対策の推進等に取り組む。

## 2 産業廃棄物の適正処理推進

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るため、令和4年3月に策定した京都府循環型社会形成計画（第3期）を基本として、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行うとともに、処理施設の確保対策等の施策を実施する。

更に産業廃棄物税制度の運用により、循環型社会の構築を目指す。

## 3 廃棄物の不法投棄等対策

不法投棄等の不適正事案を早期発見・早期対応するため、不法投棄等情報ダイヤルに寄せられる通報を関係部局と迅速に情報共有するほか、次世代型の監視カメラやドローンなどデジタル機器の導入を進めるなどし、監視指導体制の強化に取り組む。

## [自然環境保全課]

### 1 生物多様性の未来への継承

京都の悠久の歴史と文化のなかで育まれた独自の生物多様性を未来へと伝えるため、生物多様性地域戦略に基づく希少野生生物の保全対策や保全地域等での生態系維持回復、外来生物対策に取り組むとともに、「きょうと生物多様性センター」を核とし、企業、研究機関、保全団体、府民等のオール京都で生物多様性保全を推進する。

### 2 自然公園等の保護及び利用の増進

自然公園等の優れた自然の風景地を保護するとともに、情報発信等の取組によって利用の増進を促し、生物多様性の確保を図る。

## [環境管理課]

### 1 生活環境保全対策等の推進

大規模開発事業における環境アセスメントや工場・事業所に対する監視・指導等により生活環境保全対策に取り組むとともに、府域の大気や水質等の状況を把握するため計画的に環境モニタリングを実施する。また、若年層向けの環境教育により、環境保全の意識醸成を図る。

### 2 環境放射線の監視

関西電力高浜発電所及び大飯発電所の影響を把握するために、国や関係部局と連携し環境放射線の監視計画を定めてモニタリングを行う。また、原子力災害発生時に行う緊急時モニタリングのため、計画的な機器整備や訓練を実施する。

## IV 令和6年度予算

### ○ 歳 入

(単位：千円)

款	予 算 額	内 訳	
		本庁・東京事務所	広域振興局
使用料及び手数料	152,344	142,344	10,000
国庫支出金	1,392,450	1,392,450	
財産収入	4,404	3,104	1,300
寄附金	12,040	12,040	
繰入金	272,495	272,495	
諸収入	956,328	956,328	
計	2,790,061	2,778,761	11,300

### ○ 歳 出

(単位：千円)

款・項	予 算 額	内 訳	
		本庁・東京事務所	広域振興局
総務費	6,476,978	4,830,277	1,646,701
総務管理費	1,691,493	44,792	1,646,701
企画費	4,244,663	4,244,663	
市町村振興費	900	900	
統計調査費	539,922	539,922	
衛生費	2,608,634	2,608,634	
環境衛生費	329,992	329,992	
環境対策費	2,278,642	2,278,642	
土木費	112,176	112,176	
公園費	112,176	112,176	
教育費	10,528,575	10,528,575	
大学費	10,528,575	10,528,575	
計	19,726,363	18,079,662	1,646,701

[ 令和6年度当初予算主要事項 (令和5年度2月補正含む) ]

課(室)名	事 項	予 算 額	説 明
総合政策室	子育て環境日本一推進会議運営費	千円 3,000	子育て環境日本一の実現に向けたオール京都の推進体制の運営に要する経費
総合政策室	子育てにやさしいまちづくり推進交付金	65,000	「まち全体で子どもを見守り支える」まちづくりを進めるため、市町村が策定する「子育てにやさしいまちづくり推進計画」に基づく取組への助成に要する経費
総合政策室	子育ての楽しさ広げる事業費	6,000	子育てが楽しいと思えるポジティブなイメージを広げるための取組に要する経費
総合政策室 地域政策室 政策環境総務課	京都府総合計画推進費	11,140	「京都府総合計画」の総合的な推進に要する経費
総合政策室	関西広域連合分担金	242,909	関西広域連合の運営に係る分担金
地域政策室	「海の京都」DMO推進事業費	84,250	海の京都DMOの事業に要する経費
地域政策室	「森の京都」DMO推進事業費	53,080	森の京都DMOの事業に要する経費
地域政策室	「お茶の京都」DMO推進事業費	65,251	お茶の京都DMOの事業に要する経費
地域政策室	「移住するなら京都」推進事業費	59,100	移住・定住に至るまでの各段階に応じた支援策の実施に要する経費
地域政策室	「もうひとつの京都」多言語情報発信強化事業費	10,145	多言語Webサイトによる府域の魅力や情報の発信強化に要する経費
地域政策室	「もうひとつの京都」ダイレクトマーケティング事業費	2,786	データを活用した効果的なダイレクトマーケティングに要する経費
地域政策室	「もうひとつの京都」観光周遊カーシェアリング推進事業費	1,870	もうひとつの京都エリアにカーシェアサービスを拡充するなど、観光周遊の取組の推進に要する経費
地域政策室	「もうひとつの京都」見える化促進事業費	1,147	ラッピング電車の運行等を通じた「もうひとつの京都」を体感できる環境整備に要する経費
地域政策室	産業創造リーディングゾーン総合推進費	5,000	産業創造リーディングゾーンの形成に向けて、産学公が連携して行う研究会等の実施に要する経費
地域政策室	アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費	20,000	アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都の運営及び次世代を担う起業家や企業の中核を担う人材育成の推進に要する経費
地域政策室	地域振興計画推進費	130,000	地域の特性や課題に応じた事業を戦略的に展開するための取組に要する経費
万博・地域交流課	大阪・関西万博きょうとの魅力発信事業費	428,000	大阪・関西万博きょうと推進委員会の運営や機運醸成イベントの実施、関西パビリオンにおける京都ブースの整備等に要する経費
情報政策課 デジタル政策推進課	府庁スマート化推進事業費	25,000	府庁における業務改善等の推進、効果的・効率的な府政運営及び府民サービスの向上に向けた取組に要する経費

課(室)名	事 項	予 算 額	説 明
大学政策課	京都府公立大学法人運営費 交付金 京都府公立大学法人施設設 備整備資金貸付金	10,407,476	千円 府立医科大学・附属病院及び府立大学における質の高い教育研究、医療提供等を通じた府民への貢献促進のための法人運営に要する経費
大学政策課	大学の知を活かした京都魅力向上事業費	25,000	大学、行政の連携による「大学・学生のまち京都」の魅力の充実・強化に要する経費
大学政策課	産学連携和食文化発信事業費	4,000	日本料理の技法や歴史・文化等のデジタル化、海外発信に要する経費
脱炭素社会推進課	地球温暖化対策総合戦略事業費	986,100	2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、再生可能エネルギー導入や利用の加速化、省エネ対策の促進等に要する経費
脱炭素社会推進課	脱炭素行動促進事業費	578,000	府内の温室効果ガス排出量削減のため、家庭や事業者の脱炭素行動を促進する施策の実施に要する経費
脱炭素社会推進課	水素社会実現推進事業費	182,400	幅広い分野における水素の利活用の拡大を図るための実証や調査等の実施に要する経費
脱炭素社会推進課	気候変動適応推進事業費	6,000	「京都気候変動適応センター」における気候変動影響に関する情報収集・発信及び将来予測等の実施に要する経費
脱炭素社会推進課 環境管理課	環境共生社会推進事業費	14,000	E V（電気自動車）等の普及促進及び次代を担う環境人材に対する環境教育や啓発活動に要する経費
循環型社会推進課	資源循環京都モデル推進事業費	80,000	資源循環モデルの構築に向けた取組に要する経費
循環型社会推進課	きょうとプラスチックごみ対策強化事業費	30,000	使い捨てプラスチック削減支援等の取組推進に要する経費
循環型社会推進課	海岸漂着物地域対策推進事業費	55,130	海岸漂着物等の回収、処理及び発生抑制対策に対する助成や啓発活動に要する経費
循環型社会推進課	食品ロス削減事業費	6,800	事業者及び府民への食品ロス削減に向けた取組等の実施に要する経費
自然環境保全課	生物多様性未来継承事業費	18,227	希少野生生物の保全対策、保全地域等での生態系維持回復、外来生物対策等の実施に要する経費
自然環境保全課	きょうと生物多様性センター事業費	12,000	「きょうと生物多様性センター」の運営及び生物多様性保全の推進に要する経費
自然環境保全課	生活・交通基盤整備事業費	100,388	国定公園、府立自然公園、府立都市公園等の施設整備、維持管理等の実施に要する経費
環境管理課	放射線モニタリング強化事業費	360,571	環境放射線のモニタリング体制の維持・強化に要する経費

## V 主要計画等

名称	内容	備考
京都府総合計画	府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画として、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府のめざす方向性を「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」の形で明らかにするために策定したもの	改定： 令和4年度
京都府子育て環境日本一推進戦略	子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい「子育て環境日本一」の京都の実現に向けて、「子育てが楽しい風土づくり」「子どもと育つ地域・まちづくり」「若者の希望が叶う環境づくり」「全ての子どもの幸せづくり」を重点戦略として掲げ、具体的政策の方向性を明らかにするために策定したもの	改定： 令和5年度
京都府スマート社会推進計画	府民一人ひとりの夢・希望や、産業・地域活動の持続可能な成長・維持が、デジタル技術を活用することで実現される社会を目指し、官民データ活用推進基本法等に基づき策定	計画期間： 令和5～8年度 (4年間)
京都府環境基本計画	「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業などの指針となる計画	計画期間： 令和2～12年度 (11年間)
京都府地球温暖化対策推進計画	京都府地球温暖化対策条例第10条第1項に基づき策定する計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に規定する「地域気候変動適応計画」に位置づけ 温室効果ガス排出量の削減目標の達成と気候変動適応策の推進を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための方策を明らかにするもの	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけ 府庁の温室効果ガス排出量削減目標を設定するとともに、その達成に向けた取組をまとめたもの	計画期間： 令和3～12年度 (10年間)
京都エコ・エネルギー戦略	府民生活の安心・安全を守り、経済活動の維持発展を図る立場から、地球温暖化など環境と経済の視点を踏まえたエネルギー政策の方向性と施策展開のあり方を明らかにするために策定	計画期間： 平成25～令和12年度 (18年間)
再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）	再生可能エネルギーを取り巻く国内外の環境変化を踏まえ、脱炭素社会を支える再生可能エネルギーの主力電源化に向け、再生可能エネルギーの導入・利用促進施策等を推進するため、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第5条に基づき策定	計画期間： 令和3～7年度 (5年間)

名称	内容	備考
京都府循環型社会形成計画（第3期）	資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにするため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度（10年間）
京都府災害廃棄物処理計画	災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、必要となる体制、処理の方法等の基本的事項を定めたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づき策定	策定： 平成30年度
京都府海岸漂着物等対策推進地域計画	漁業者等と連携した漂流ごみ等対策、内陸域を含めた市町村、企業と連携した清掃活動の促進等を実施していくため、海岸漂着物処理推進法に基づき策定	改定： 令和2年度
京都府食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減が国際的に重要な課題となり、食品ロスの削減に向けた機運が高まる中、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項に基づき策定	計画期間： 令和3～12年度（10年間）
京都府ごみ処理広域化プラン	人口減少によるごみ排出量の減少をはじめ、気候変動問題や災害への対応など、将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な一般廃棄物処理体制のあり方について策定	計画期間： 令和5～12年度（8年間）
京都府生物多様性地域戦略	京都府における生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、生物多様性基本法第13条に基づき策定	一部改定： 令和5年度

## VI 関係施設等

施設名 項目	京 都 府 立 医 科 大 学	京 都 府 立 大 学																																							
所在地 ・ 電話番号	〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路の梶井町465 075-251-5111	〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5 075-703-5101																																							
施設の特徴	医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師及び助産師となるのに必要な教育を行い、医学及び看護学の深奥を究めるための大学施設、附属病院及び附属北部医療センター	文学部、公共政策学部、農学食科学部、生命理工情報学部及び環境科学部の5学部を設けるとともに、大学院研究科を設置して教育研究を行う総合大学																																							
設置年月	明治5年11月(栗田口青蓮院内に仮療病院を設置)	明治28年4月(京都府簡易農学校を設置)																																							
施設の内容	○大 学 ・学生数 (学部) 999人 (人) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">医学科</td> <td style="width: 33%;">看護学科</td> </tr> <tr> <td>医学部</td> <td style="text-align: center;">656</td> <td style="text-align: center;">343</td> </tr> </table> (大学院) 339人 (人) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">医学研究科</td> <td style="width: 33%;">保健看護学 研究科</td> </tr> <tr> <td>修士課程</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td>博士課程</td> <td style="text-align: center;">296</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> </table> ○附属病院 ・病床数：656床 ・入院患者数：⑤183,975人(年間) ・外来患者数：⑤462,852人(年間) ○附属北部医療センター ・病床数：288床 ・入院患者数：⑤65,686人(年間) ・外来患者数：⑤130,295人(年間)		医学科	看護学科	医学部	656	343		医学研究科	保健看護学 研究科	修士課程	12	12	博士課程	296	19	○大 学 ・学生数 (学部) 2,012人 (人) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">591</td> </tr> <tr> <td>文学部</td> <td style="text-align: right;">591</td> </tr> <tr> <td>公共政策学部</td> <td style="text-align: right;">458</td> </tr> <tr> <td>生命環境学部</td> <td style="text-align: right;">708</td> </tr> <tr> <td>農学食科学部</td> <td style="text-align: right;">113</td> </tr> <tr> <td>生命理工情報学部</td> <td style="text-align: right;">63</td> </tr> <tr> <td>環境科学部</td> <td style="text-align: right;">79</td> </tr> </table> (大学院) 283人 (人) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">54</td> </tr> <tr> <td>文学研究科</td> <td style="text-align: right;">54</td> </tr> <tr> <td>公共政策学研究科</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>生命環境科学研究科</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td>食の文化学位プログラム</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> </table>		591	文学部	591	公共政策学部	458	生命環境学部	708	農学食科学部	113	生命理工情報学部	63	環境科学部	79		54	文学研究科	54	公共政策学研究科	18	生命環境科学研究科	206	食の文化学位プログラム	5
	医学科	看護学科																																							
医学部	656	343																																							
	医学研究科	保健看護学 研究科																																							
修士課程	12	12																																							
博士課程	296	19																																							
	591																																								
文学部	591																																								
公共政策学部	458																																								
生命環境学部	708																																								
農学食科学部	113																																								
生命理工情報学部	63																																								
環境科学部	79																																								
	54																																								
文学研究科	54																																								
公共政策学研究科	18																																								
生命環境科学研究科	206																																								
食の文化学位プログラム	5																																								
運営者・管理者	京都府公立大学法人	京都府公立大学法人																																							
担 当	大学政策課	大学政策課																																							

施設名 項目	京 都 府 温 暖 化 防 止 府 民 プ ラ ザ	府 立 丹 後 海 と 星 の 見 え る 丘 公 園
所在地 ・ 電話番号	〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町41番3 075-803-1128	〒626-0211 宮津市字里波見 0772-28-9111
施設の特徴	京都府の地球温暖化対策に関する情報発信・府民協働活動の拠点	公園内の豊かな自然や環境にやさしい施設を活用した研修や体験、遊びを通じて、地球環境や人と自然が共生するためのライフスタイルを学ぶことができる広域公園
設置年月	平成25年5月	平成18年8月
敷地面積	243.46㎡	142.9ha
施設の内容	○行政情報コーナー 地球温暖化対策に関するPRスペース、温暖化防止活動推進員の交流・会議スペース ○地球温暖化防止活動に関する事業を行う団体事務所 ・京都府地球温暖化防止活動推進センター(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域センター) 温暖化の現状及び対策の重要性に係る普及啓発等 ・(一社)京都府木材組合連合会 府内産木材の普及活動、ウッドマイレージCO2認証木材の認証等	○地球デザインスクールゾーン セミナーハウス(50人研修室、食堂)、ゲストハウス(40人宿泊)、海星風呂、森のエネルギー工房、十穀田、多目的広場 ○大地の天文台ゾーン 展望デッキ、潮騒のテラス ○こどもの森ゾーン カフェ、芝生広場 宿泊料金(1人1泊料金、食事料金は別途) 一般 3,800円、高・大学生 3,000円 小・中学生 1,700円 キャンプ場 1区画 2,000円 入園料 無料 駐車場 200台(無料) 開園 9:00~17:00(7~9月は9:00~20:00) 休園日 12/28~2月末及び木曜日(7~9月は無休)
運営者・管理者	NPO法人 京都地球温暖化防止府民会議	NPO法人 地球デザインスクール
担 当	脱炭素社会推進課	自然環境保全課

施設名	京都丹波高原国定公園ビジターセンター
項目	
所在地	〒601-0722 南丹市美山町安掛下 23
電話番号	(道の駅美山ふれあい広場内) 0771-75-9020
施設の特徴	京都丹波高原国定公園の自然と文化が融合した里地・里山文化の発信拠点
設置年月	平成 30 年 4 月
延床面積	556.149 m <sup>2</sup>
施設の内容	○施設情報 (1F) 展示コーナー インフォメーションコーナー マップガイドコーナー ミュージアムショップ (2F) セミナールーム ミーティングルーム  開館時間 9:00～17:00 定休日 水曜日
運営者・管理者	京都丹波高原国定公園ビジターセンター 運営協議会(府、南丹市、美山 DMO)
担当	自然環境保全課